

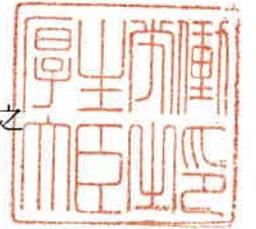
厚生労働省発雇均 0617 第 2 号

令和 4 年 6 月 17 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金の支給対象期間の延長

新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金について、支給の対象となる有給休暇の期限を令和四年六月三十日から同年九月三十日に変更すること。

第二 その他

一 この省令は、令和四年七月一日から施行すること。

二 育児休業等支援コース助成金のうち新型コロナウイルス感染症対応特例措置については、令和四年七月一日から同年九月三十日までの間における対象有給休暇に関しては、支給しないものとする。